

傍聴要領

佐賀県農政審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予知時刻までに、事務局に申し出て、審議会の会長または事務局の承諾を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第、終了します。

2 会議を傍聴するに当たり守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴するものとし、拍手その他の方法により、言論に対し賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 体調不良の場合は、傍聴を行わないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、審議会の会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2に違反したときは、審議会の会長が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 その他

当審議会は、県内での自然災害や家畜伝染病の発生等により、予告なく中止する場合がありますので、御了承ください。